

## 第3章 ごみ処理事業の現状と課題

### 3-1 ごみ処理のあゆみ

本市のごみ処理事業は、昭和10年に市街地のごみ収集を開始し、その後、昭和29年に「伊東市清掃条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を定め、ごみを適正に処理することに取り組んできました。特に収集業務においては、昭和37年のステーション方式による定時収集の実施により、収集区域の拡大を図るとともに、昭和47年にはそれまでの伊東市清掃条例を廃止し、「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年伊東市条例第17号）」を定め、本市における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めてきました。その後、新たな施策として、昭和54年には、資源ごみの集団回収事業、昭和59年には不燃ごみの4種分別（びん、カン、金属、埋立）を開始しました。

そのような中、全国的に増加するごみ量に対し、最終処分場のひっ迫や、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生などの廃棄物問題を背景に、ごみの減量と資源の有効活用の促進を目的として、平成7年6月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が公布され、平成9年4月からすべての条文が施行されました。

ごみ収集については、この容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみとして、びん、カンのコンテナ収集を平成8年10月から第1地区（宇佐美地区）で試行的に実施しました。その後、各地区でコンテナ収集を開始し、平成12年4月には全市での実施となりました。ペットボトル、トレー、紙パックについては、平成10年6月からスーパー等での店頭回収を開始し、ごみの再資源化に努めてきました。

平成15年4月からは、家庭系可燃ごみの指定袋による収集を開始し、また、古紙の回収日を月1回から2回に増やしました。

平成16年4月からは、事業系可燃ごみについて、10kg当たり20円の処理手数料を徴収することとし、平成18年4月からは10kg当たり40円、平成20年4月からは10kg当たり60円と段階的に改定してきました。

平成20年10月からは、家庭系可燃ごみ及び粗大ごみの有料化、事業系可燃ごみの指定袋制度の導入を実施し、可燃ごみの排出量は大幅に減量されました。

平成27年10月からは、ペットボトルについて、スーパー等での店頭回収を継続しつつ、全市でごみステーションでの収集を開始しました。また、使用済小型家電については、各コミュニティセンターや生涯学習センター等での拠点回収を開始しました。さらに同月から、効率的、効果的なごみ収集業務体制の一環として、第5地区（対島地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合へと委託することにより、人件費の削減を図りつつも質の高いサービスの提供に努めました。

平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業の実証事業としてコミュニティセンター等の市内5か所の公共施設において回収を開始し、平成29年7月には回収施設数を10か所に増やし、本格実施へと移行しました。

平成29年1月からは、玖須美区内31か所のステーションを対象に廃プラスチック容器包装分別収集実証事業を開始し、平成30年1月からは対象ステーション数を31か所

から45か所へ、平成31年4月からは対象ステーション数を45か所から62か所へと拡大しました。

平成30年7月からは、市役所、環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場にて使用済インクカートリッジの拠点回収事業を開始し、同年、古布の拠点回収による再資源化に向けて事業内容を検討するために市内スーパーの協力を得て、特別回収を計3回、延べ7か所で実施しました。

平成31年4月からは、第5地区（対島地区）に引き続き、第4地区（小室地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合に委託し、さらなる収集運搬体制の効率化を図るとともに、同月から現業職員のボトムアップ事業である「ふれあい収集事業」の申込受付を開始し、7月から収集を開始しました。

ごみ処理施設については、昭和10年に鎌田地内に建設したごみ焼却場が稼働し、その後、昭和35年に伊東市御石ヶ沢清掃工場（以下「御石ヶ沢清掃工場」という。）で焼却施設が稼働、同年伊東市御石ヶ沢処分場（最終処分場）で埋め立てを開始し、また、昭和59年には焼却施設である伊東市環境美化センター（以下「環境美化センター」という。）を建設しました。

平成9年3月には、新しい管理型最終処分場として伊東市御石ヶ沢最終処分場（以下「御石ヶ沢最終処分場」という。）が完成するとともに、環境美化センターでは、施設の延命化とダイオキシン類削減対策のため、平成9年度から平成11年度まで基幹的施設整備工事を施工しました。

御石ヶ沢最終処分場の延命化を図るため、平成11年4月から焼却灰の溶融固化処理を民間会社に委託し、建設資材等へのリサイクルを実施するなど、ごみの適正処理に努めてきました。

平成16年10月9日の台風22号により発生した大量の災害ごみについては、市が所有する遊休地を利用して一時保管し、衛生的かつ速やかに適正な処理を実施しました。

平成27年3月には、環境美化センターの更新改良整備工事が完了し、昭和59年から稼働している焼却設備機器一式を更新するとともに、ペットボトル及びプラスチック製容器包装のリサイクル施設を新たに整備しました。

令和元年9月9日の台風15号及び10月12日の台風19号により発生した災害ごみについては、市が所有する遊休地の使用が困難だったことから、御石ヶ沢最終処分場を一時保管の仮置場として使用し、速やかに適正処理を実施しました。

以上のとおり、本市のごみ処理は、事業開始以来、ごみを適正に処理するとともに、ごみの減量、再資源化を推進してきました。今後においても、さらなる減量、再資源化に向けた積極的な施策を実施し、循環型社会の構築を目指していく方針です。

### 3-2 ごみ処理体制

#### 3.2.1 収集・運搬状況

ごみ収集地区は、図3-1に示すとおり、一部の分譲地を除く行政区域全体です。また、収集形態及び収集頻度は、表3-1に示すとおりです。

第1地区（宇佐美）

第2地区（川西側：湯川、松原、岡、鎌田）

第3地区（川東側：新井、玖須美、松原、岡）

第4地区（川奈、吉田、荻、十足、玖須美・岡・鎌田の一部）

第5地区（富戸、八幡野、池、赤沢）



図3-1 収集地区区割図

表3-1 ごみの収集形態及び収集頻度

（○印は収集日を示す）

区分	収集主体	対象地区	収集頻度						
			月	火	水	木	金	土	日
もえるごみ	市 (一部の地域については、委託)	曜日							
		第1地区	○		○		○		
		第2地区	○		○		○		
		第3地区	○		○		○		
		第4地区	○		○		○		
	第5地区	○		○		○			
	許可業者 一般搬入	全域	随時						
資源ごみ (びん・カン・金属) もえないごみ	市 (一部の地域については、委託)	曜日							
		第1地区		○					
		第2地区		○					
		第3地区		○					
		第4地区				○			
	第5地区				○				
	許可業者 一般搬入	全域	随時						
粗大ごみ	市	全域	予約申込制						

資源ごみ	古紙 新聞 雑誌 ダンボール ペットボトル	市		新聞・雑誌・ダンボール	ペットボトル
			第1地区	第1・第3木曜日	第2・第4木曜日
			第2地区	第2・第4木曜日	第1・第3木曜日
			第3地区	第1・第3木曜日	第2・第4木曜日
			第4地区	第1・第3火曜日	第2・第4火曜日
	第5地区	第2・第4火曜日	第1・第3火曜日		
	ペットボトル トレー 紙パック	全域	店頭等回収（月・水・金）		
	使用済小型家電		公共施設等随時回収		
	蛍光管				

(令和2年度伊東市ごみ・資源カレンダー)

### 3.2.2 収集品目・回数・収集方法・処理・処分

#### 1 家庭系の一般ごみ

##### (1) 収集品目及び回数（回／週）

###### ア もえるごみ

週3回（月曜日・水曜日・金曜日）

###### イ もえないごみ（われもの類・乾電池）

年6～7回（火曜日（第1～3地区）・木曜日（第4、5地区））

###### ウ (3) 資源ごみ（びん、カン、金属、古紙、ペットボトル等）

週2回（第1～3地区）（びん、カン、金属＝火曜日）

（古紙、ペットボトル＝木曜日）

（第4、5地区）（びん、カン、金属＝木曜日）

（古紙、ペットボトル＝火曜日）

##### (2) 収集方法

###### ア ステーション方式

###### イ 自己搬入方式

##### (3) 処理及び処分

###### ア もえるごみ

伊東市環境美化センターにて焼却処理

###### イ もえないごみ（われもの類・乾電池）

われもの類は、御石ヶ沢最終処分場に埋立処分

乾電池は、御石ヶ沢最終処分場ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

###### ウ 資源ごみ（びん）

御石ヶ沢清掃工場にて手選別により異物除去、カレットストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

###### エ 資源ごみ（カン）

御石ヶ沢清掃工場にて選別機でスチール、アルミに選別、それぞれ圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却

オ 資源ごみ（金属）

御石ヶ沢清掃工場にて金属ごみを選別し、金属くず（鉄くず、アルミくず等）と小型家電製品等に分け、金属くずは圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却。小型家電製品等は、ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

カ 資源ごみ（古紙）

ステーションから回収後、指定法人へ引渡し

キ ペットボトル

伊東市環境美化センターにて手選別により異物除去、圧縮梱包機により成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

(4) 其他のごみ処理について

ア 使用済小型家電について

(7) 収集方法

拠点回収（市内11施設、12か所）

回収ボックス設置施設	
伊東市役所1階ホール	伊東ふれあいセンター
伊東市役所2階環境課	生涯学習センター中央会館
宇佐美コミュニティセンター	生涯学習センターひぐらし会館
小室コミュニティセンター	生涯学習センター荻会館
富戸コミュニティセンター	生涯学習センター池会館
八幡野コミュニティセンター	生涯学習センター赤沢会館

(4) 処理及び処分

御石ヶ沢清掃工場ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

イ 蛍光管について

(7) 収集方法

拠点回収（市内10施設、10か所）

回収ボックス設置施設	
伊東市役所1階ホール	伊東ふれあいセンター
宇佐美コミュニティセンター	生涯学習センター中央会館
小室コミュニティセンター	生涯学習センター荻会館
富戸コミュニティセンター	生涯学習センター池会館
八幡野コミュニティセンター	生涯学習センター赤沢会館

(4) 処理及び処分

御石ヶ沢最終処分場にて手選別により、直管型、丸型、電球型に選別、ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

ウ 粗大ごみについて

(7) 回収方法

戸別収集方式

ステーション方式

(4) 回収及び処分

専用ダイヤルによる事前申込制により回収予約をされた方から順次職員が訪問し、戸別回収する。申込者の任意により自宅ないしはごみステーションのどちらかが選択可能。また、粗大ごみを指定の場所まで運び出すことが困難な方に対しては、一定の条件を満たせば屋内からの運び出しを支援している。可燃粗大ごみについては、伊東市環境美化センターにて破砕処理後、焼却処理を行い、不燃粗大ごみについては、御石ヶ沢清掃工場にて分解等処理後、分別処理を行う。

エ 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）について

(7) 収集方法

家電4品目は、市では収集も処分も行わない。

(4) 処理及び処分

（買い替えをする場合）

新しい商品の購入店舗に引取義務があるため、購入する店舗に処理依頼（処分のみをする場合）

商品を販売した店舗に引取義務があるため、購入した店舗に処理依頼。購入した店舗が不明の場合の処分は、次のとおり。

あ 排出する家電の製造メーカーや大きさを確認していただき、郵便局で家電リサイクル券を購入する。

い 購入後、指定引取所へ自己搬入する。（いが困難な場合は、うへ）

う 伊東市の一般廃棄物収集運搬の許可を持った業者に指定引取所への搬入を依頼

オ 古布類等について

(7) 収集方法

あ 市内スーパー等の店舗敷地内にて、特別回収

い 公立幼稚園及び保育園にて、拠点回収

(4) 処理及び処分

環境課職員による手選別により、リサイクル可能な古布類のみを選別し、民間業者へ引渡し

## 2 事業系の一般ごみ

(1) 収集品目及び回数

収集品目は家庭系の一般ごみと同じ（回数は事業所ごとに異なる。）

(2) 収集方法

ア 自己搬入方式

イ 許可業者運搬方式

(3) 処理及び処分

家庭系の一般ごみと同じ

### 3.2.3 中間処理状況

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。処理の過程でも再生利用や熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

環境美化センターでは、可燃ごみや可燃粗大ごみを焼却処理後、焼却灰の溶融固化処理委託により溶融され、無害化された溶融スラグは道路舗装の路盤材などに利用されており、100%再資源化に努めています。施設の概要は表3-2に示すとおりです。

御石ヶ沢清掃工場では、不燃ごみや不燃粗大ごみを破碎、選別、圧縮処理などの様々な処理方法により、その後の処理が効率良く再資源化できるよう努めております。施設の概要は表3-3に示すとおりです。

表3-2 伊東市環境美化センターの概要

名 称	伊東市環境美化センター
所 在 地	伊東市鎌田字阿原ヶ沢1297番地91
竣 工 年 月	昭和59年10月
処 理 能 力 (平成27年3月更新改良完了)	縦型ストーカ方式焼却炉(全連続焼却式) 142t/24h(71t/24h×2炉)
	破碎設備:6t/5h
	プラスチック製容器包装、ペットボトル圧縮梱包機 5.5t/5h
主 要 設 備	受入供給設備、焼却設備、焼却ガス冷却設備、 排ガス処理設備、灰出設備、排水処理設備、 給排水設備、電気計装設備

表3-3 伊東市御石ヶ沢清掃工場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢清掃工場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596番地4
竣 工 年 月	平成6年3月
処 理 能 力	破碎設備:25t/5h
	金属プレス機設備:7.08t/5h
	金属プレス機設備:8.23t/5h

### 3.2.4 最終処分状況

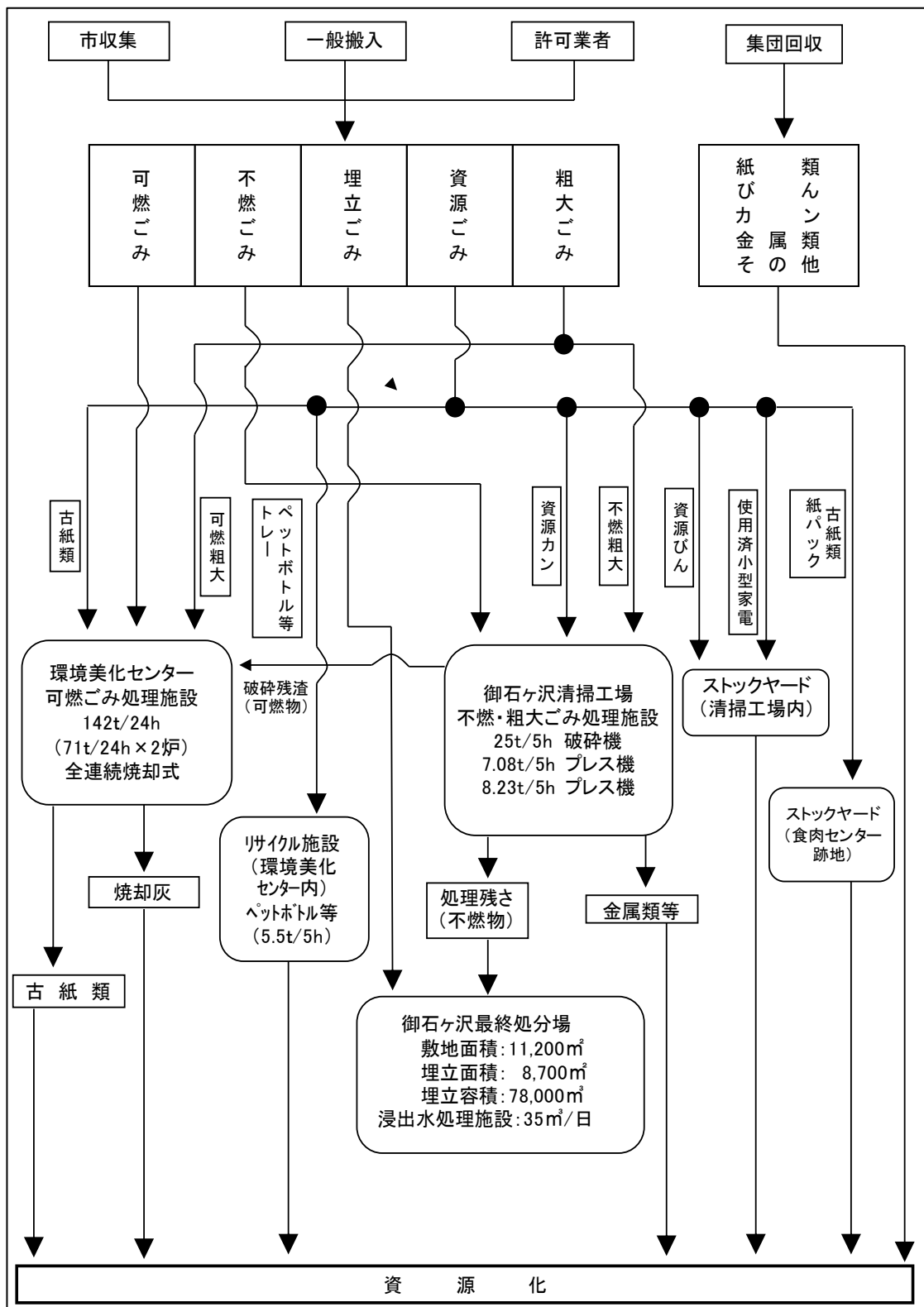
破碎残さ及び埋立ごみは、御石ヶ沢最終処分場にて埋立処分を行っています。焼却灰の処理については、平成11年4月から民間の溶融固化施設へ委託したことにより、最終処分場の延命が図られました。施設の概要は表3-4に示すとおりです。

表3-4 伊東市御石ヶ沢最終処分場の概要

名	称	伊東市御石ヶ沢最終処分場					
所	在	地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596番地4				
竣	工	年	月	平成9年3月			
埋	立	面	積	8,700 m <sup>2</sup>			
埋	立	容	積	78,000 m <sup>3</sup>			
埋	立	対	象	物	破碎残さ、埋立ごみ等		
埋	立	方	式	セル方式（1日の搬入ごみをその日のうちに覆土し転圧する方式）			
浸	出	水	処	理	施	設	35 m <sup>3</sup> /日（Ca沈殿処理→生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→活性炭吸着→消毒処理→放流）



3-3 ごみ処理フローチャート



### 3-4 ごみ排出量

#### 3.4.1 種類別排出量及びごみの収集形態

種類別ごみ量の推移及び収集形態別ごみ量の推移は、表3-5、図3-2及び図3-3に示すとおりです。

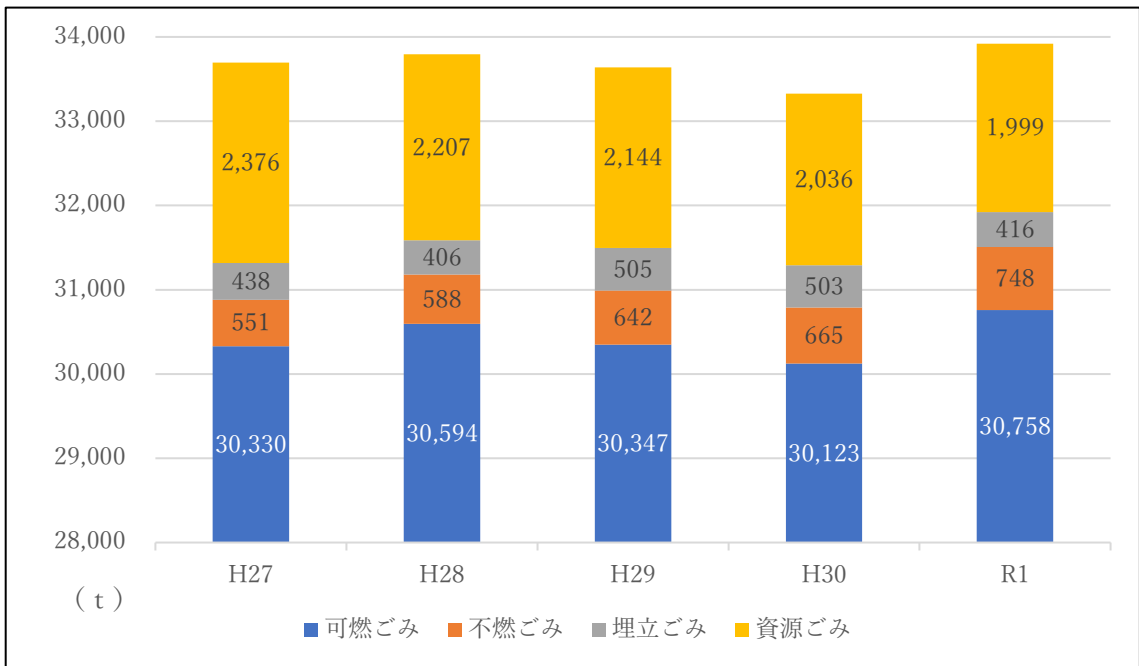
ごみの総排出量については、平成27年度からの5年間を見ると、多少の増減はあるものの約33,000トン台で推移しておりますが、収集形態別ごみ量で見ると、平成27年10月から開始した第5地区（対島地区）及び平成31年4月から開始した第4地区（小室地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合へ委託したことにより、市収集の回収量が平成27年度と令和元年度を比較すると約半数に減少し、許可業者の回収量が増加に転じております。

また、令和元年7月から、家庭ごみをごみステーションに運び出すことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に実施しているふれあい収集事業は、伊東市全域を収集エリアとして実施しておりますが、下表の市収集に含まれています。

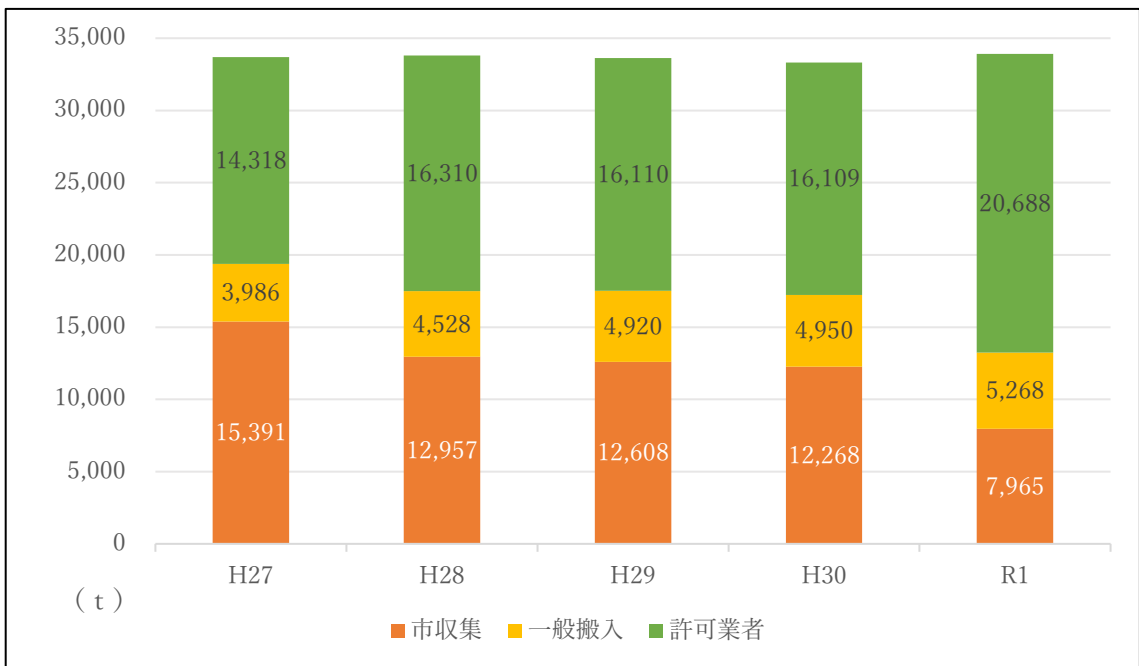
表3-5 収集形態別ごみ量の推移（年度） （単位：t）

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	可燃ごみ	13,257	11,108	10,819	10,551	6,522
	不燃ごみ	274	250	269	264	189
	埋立ごみ	169	124	118	115	77
	資源ごみ	1,691	1,475	1,402	1,338	1,177
	計	15,391	12,957	12,608	12,268	7,965
一般搬入	可燃ごみ	3,592	4,122	4,387	4,425	4,740
	不燃ごみ	214	233	263	286	337
	埋立ごみ	97	96	192	166	115
	資源ごみ	83	77	78	73	76
	計	3,986	4,528	4,920	4,950	5,268
許可業者	可燃ごみ	13,481	15,364	15,141	15,147	19,496
	不燃ごみ	63	105	110	115	222
	埋立ごみ	172	186	195	222	224
	資源ごみ	602	655	664	625	746
	計	14,318	16,310	16,110	16,109	20,688
総合計	可燃ごみ	30,330	30,594	30,347	30,123	30,758
	不燃ごみ	551	588	642	665	748
	埋立ごみ	438	406	505	503	416
	資源ごみ	2,376	2,207	2,144	2,036	1,999
	計	33,695	33,795	33,638	33,327	33,921

※埋立ごみとは、われもの類のことを指す。



種類別ごみ量の推移 (図3-2)



収集形態別ごみ量の推移 (図3-3)

#### 3.4.2 可燃ごみ

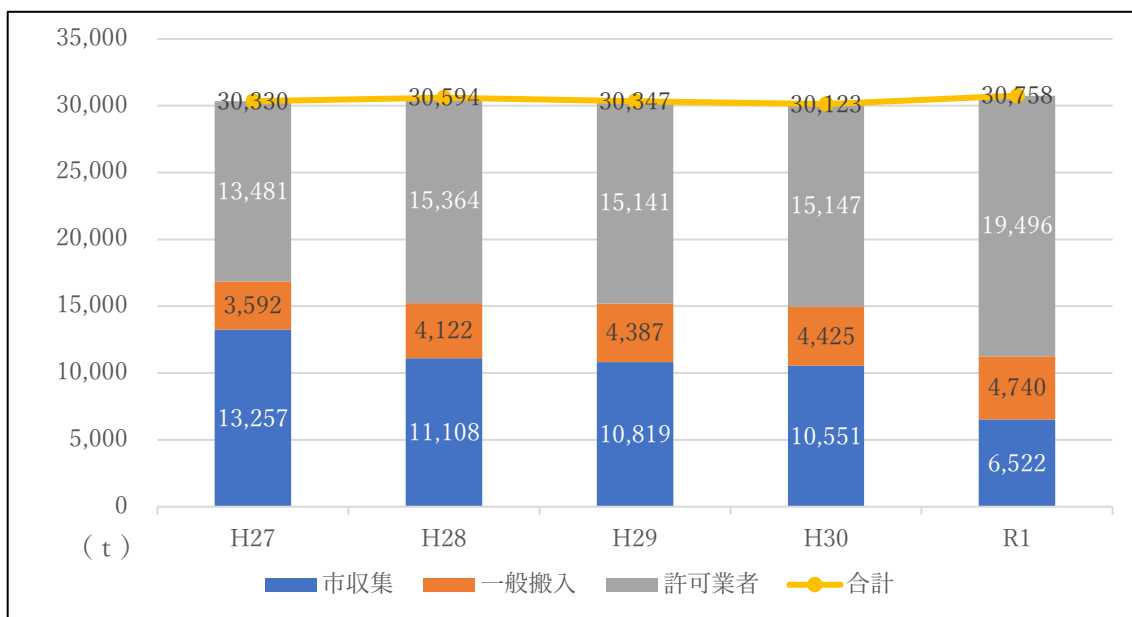
可燃ごみ量の推移は、表3-6及び図3-4に示すとおりです。

可燃ごみの総排出量は、過去5年間ほぼ横ばいで推移していますが、一般搬入が年々増加傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると、約1,100トン増加しております。

表 3 - 6 可燃ごみ量の推移 (年度)

(単位 : t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	一般可燃	13,134	11,007	10,714	10,446	6,370
	可燃粗大	29	29	32	32	39
	計	13,163	11,036	10,746	10,478	6,409
	抛 点	94	72	73	73	113
	計	13,257	11,108	10,819	10,551	6,522
一般搬入	一般可燃	2,147	2,568	2,643	2,707	2,833
	可燃粗大	682	730	827	790	772
	産廃有料	668	720	770	795	806
	無料木くず	1	0	50	43	234
	計	3,498	4,018	4,290	4,335	4,645
	抛 点	94	104	97	90	95
	計	3,592	4,122	4,387	4,425	4,740
許可業者	一般可燃	12,722	14,431	14,295	14,218	18,226
	可燃粗大	695	873	781	843	1,152
	産廃有料	64	60	65	86	118
	計	13,481	15,364	15,141	15,147	19,496
合 計	一般可燃	28,003	28,006	27,652	27,371	27,429
	可燃粗大	1,406	1,632	1,640	1,665	1,963
	産廃有料	732	780	835	881	924
	無料木くず	1	0	50	43	234
	計	30,142	30,418	30,177	29,960	30,550
	抛 点	188	176	170	163	208
	計	30,330	30,594	30,347	30,123	30,758



種別ごと可燃ごみ量の推移 (図 3-4)

### 3.4.3 不燃ごみ

不燃ごみ量の推移は、表 3-7 及び図 3-5 に示すとおりです。

不燃ごみの総排出量は増加傾向にあり、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、37.0%増加しております。

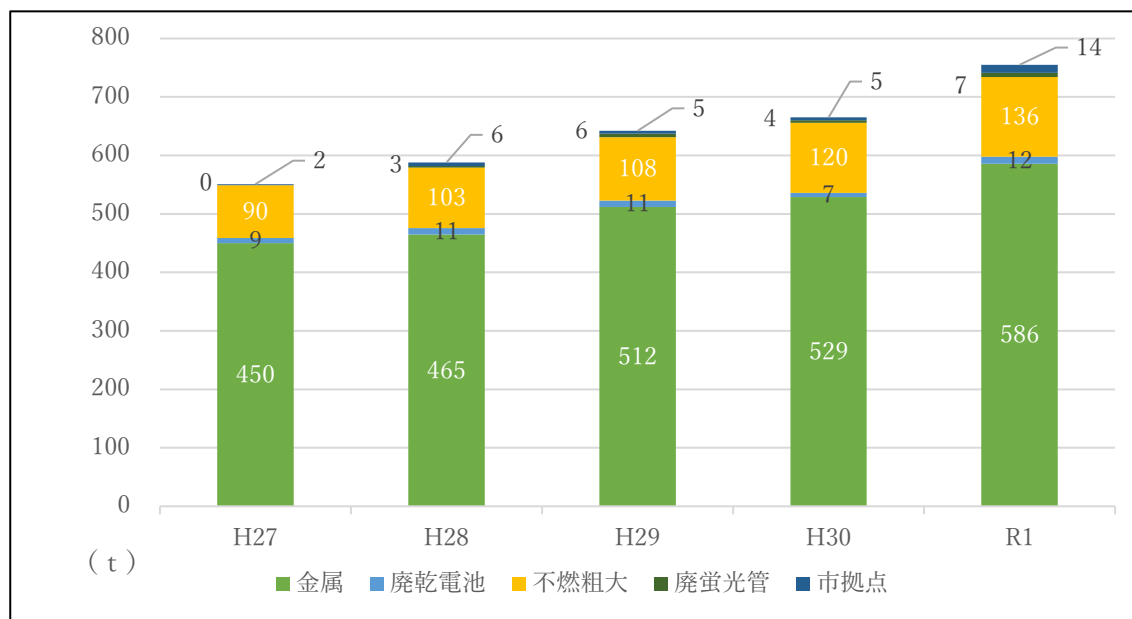
ごみ種別ごとに見ても、全ての品目において増加傾向にあります。また、平成 28 年から新たに廃蛍光管の収集を開始し、安定的に回収しております。

表 3-7 不燃ごみ量の推移 (年度)

(単位: t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	金 属	249	221	233	233	149
	廃乾電池	6	6	8	5	8
	不燃粗大	17	14	17	17	18
	廃蛍光管	—	3	6	4	7
	計	272	244	264	259	182
	市拠点	2	6	5	5	14
	計	274	250	269	264	196
一般搬入	金 属	142	143	173	184	219
	廃乾電池	0	2	0	0	0
	不燃粗大	72	88	90	102	118
	計	214	233	263	286	337
許可業者	金 属	59	101	106	112	218
	廃乾電池	3	3	3	2	4
	不燃粗大	1	1	1	1	0
	計	63	105	110	115	222

合 計	金 属	450	465	512	529	586
	廃乾電池	9	11	11	7	12
	不燃粗大	90	103	108	120	136
	廃蛍光管	—	3	6	4	7
	計	549	582	637	660	741
	市拠点	2	6	5	5	14
	計	551	588	642	665	755



種別ごと不燃ごみ量の推移 (図3-5)

#### 3.4.4 埋立ごみ

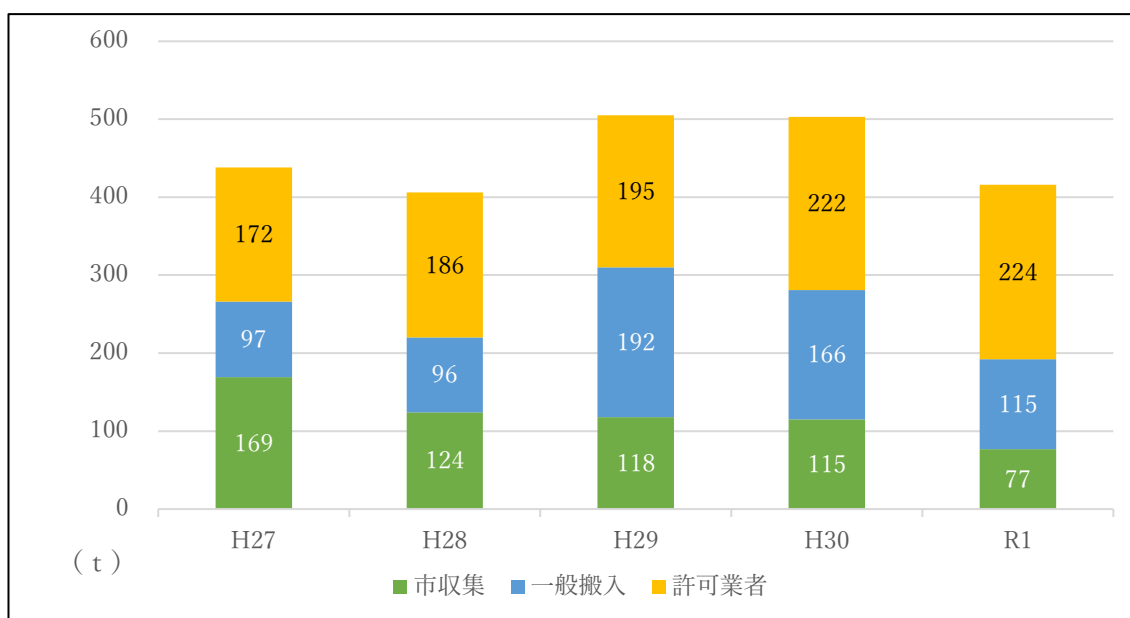
埋立ごみ量の推移は、表3-8及び図3-6に示すとおりです。

埋立ごみの総排出量は年度によって増減があるものの、平成27年度と令和元年度では、ほぼ横ばい状況にあります。

表 3-8 埋立ごみ量の推移 (年度)

(単位: t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	埋立	168	123	115	114	74
	拠点	1	1	3	1	3
	計	169	124	118	115	77
一般搬入	埋立	97	96	192	166	115
	計	97	96	192	166	115
許可業者	埋立	172	186	195	222	224
	計	172	186	195	222	224
合 計	埋立	437	405	502	502	413
	拠点	1	1	3	1	3
	計	438	406	505	503	416



収集形態別埋立ごみ量の推移 (図 3-6)

### 3.4.5 資源ごみ

資源ごみ量の推移は、表3-9及び図3-7に示すとおりです。

資源ごみの総排出量は減少傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると15.9%減少しています。

平成28年度からは、実証事業として容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の回収を開始し、安定的な回収に努めています。

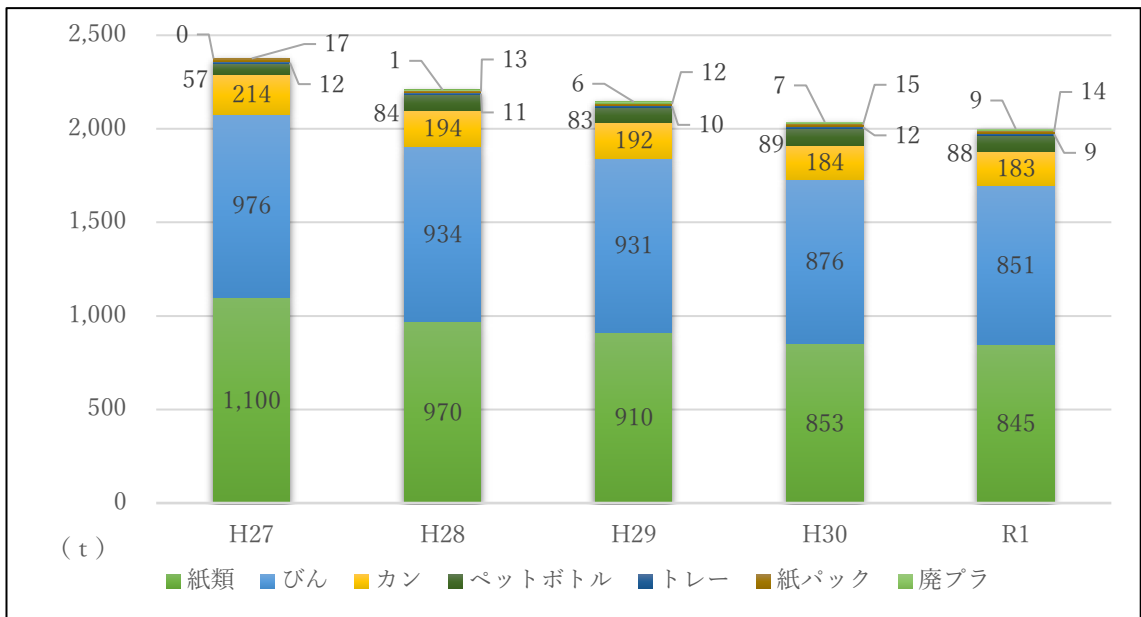
種類別では、ペットボトルを除くすべての品目が減少傾向にあり、特に紙類の減少幅が大きくなっています。

表3-9 資源ごみ量の推移（年度）

（単位：t）

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	紙 類	1,089	959	899	843	834
	び ん	368	287	276	259	156
	カ ン	148	120	116	114	67
	ペットボトル	57	84	83	89	88
	トレー	12	11	10	11	9
	紙パック	17	13	12	15	14
	廃プラ	—	1	6	7	9
	計	1,691	1,475	1,402	1,338	1,177
一般搬入	び ん	34	33	32	31	30
	カ ン	49	44	46	42	46
	計	83	77	78	73	76
許可業者	紙 類	11	11	11	11	11
	び ん	574	614	623	586	665
	カ ン	17	30	30	28	70
	計	602	655	664	625	746
合 計	紙 類	1,100	970	910	853	845
	び ん	976	934	931	876	851
	カ ン	214	194	192	184	183
	ペットボトル	57	84	83	89	88
	トレー	12	11	10	12	9
	紙パック	17	13	12	15	14
	廃プラ	—	1	6	7	9
	計	2,376	2,207	2,144	2,036	1,999





種類別資源ごみ量の推移 (図 3-7)

### 3.4.6 粗大ごみ

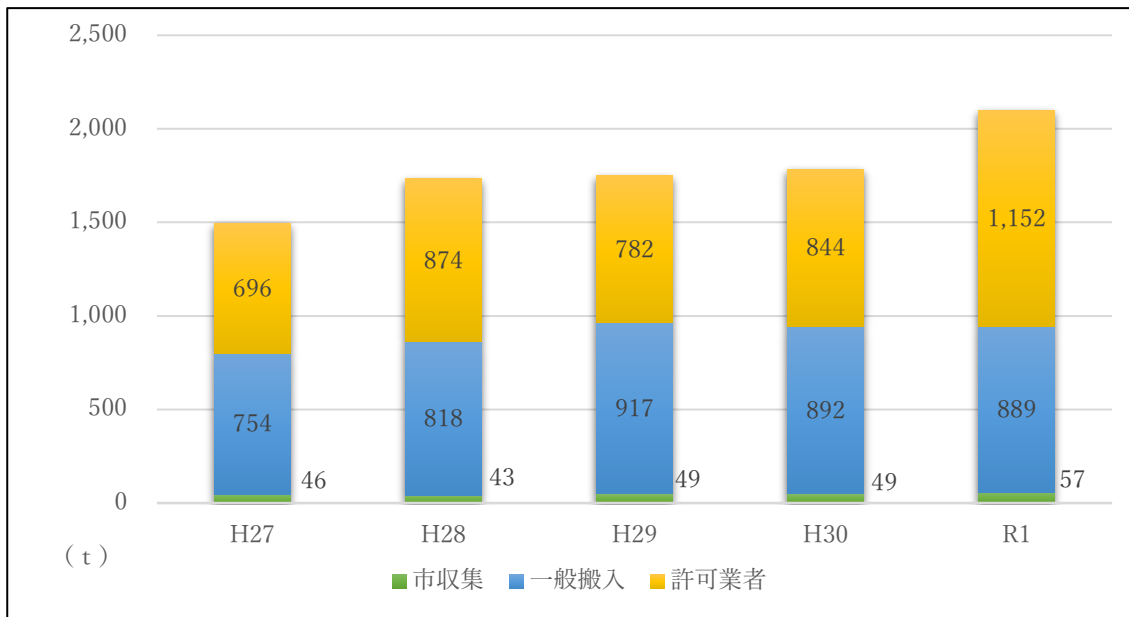
粗大ごみ量の推移は、表 3-10 及び図 3-8 に示すとおりです。

粗大ごみの総排出量は増加傾向にあり、平成 27 年度と令和元年度を比較すると 40.2% 増加しています。

表 3-10 粗大ごみ量の推移 (年度)

(単位: t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	可 燃	29	29	32	32	39
	不 燃	17	14	17	17	18
	計	46	43	49	49	57
一般搬入	可 燃	682	730	827	790	772
	不 燃	72	88	90	102	117
	計	754	818	917	892	889
許可業者	可 燃	695	873	781	843	1,152
	不 燃	1	1	1	1	0
	計	696	874	782	844	1,152
合 計	可 燃	1,406	1,632	1,640	1,665	1,963
	不 燃	90	103	108	120	135
	計	1,496	1,735	1,748	1,785	2,098



粗大ごみ量の推移 (図 3-8)

### 3-5 可燃ごみの性状

ごみの性状は、表 3-11、図 3-9、図 3-10 及び図 3-11 に示すとおりです。

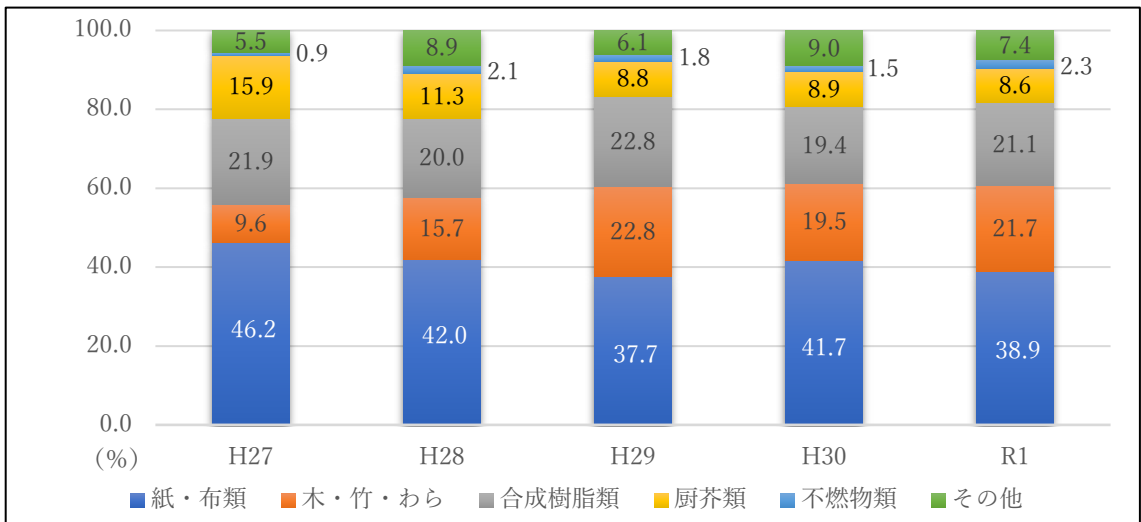
ごみ質の分析は、環境美化センターにおいて年 4 回、ごみピットから採取したごみについて実施しています。ごみの組成については、紙・布類の割合が減少しており、ごみの三成分については、水分が減少傾向となっています。

なお、水分の減少は、焼却炉に対する負荷の軽減に寄与するものです。

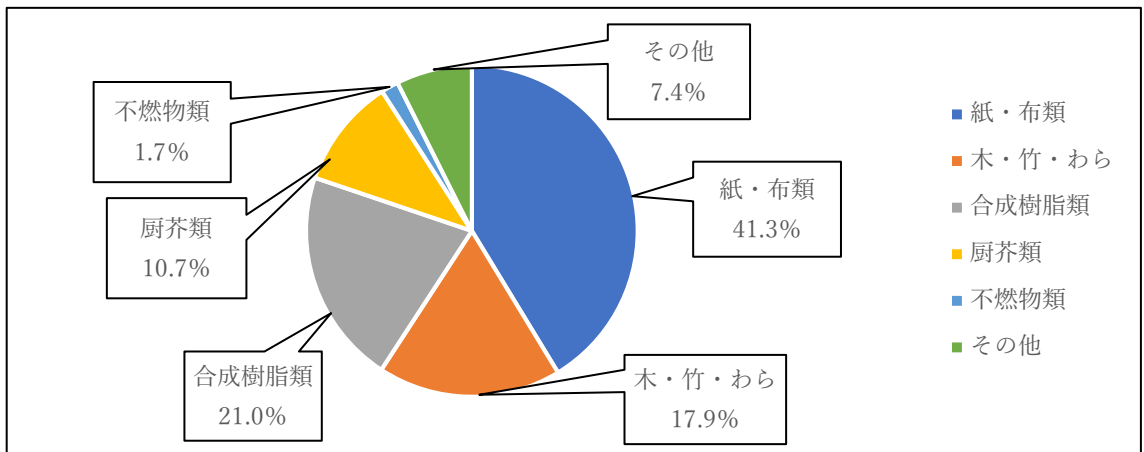
表 3-11 ごみの組成及び三成分の推移 (年度)

(単位: %)

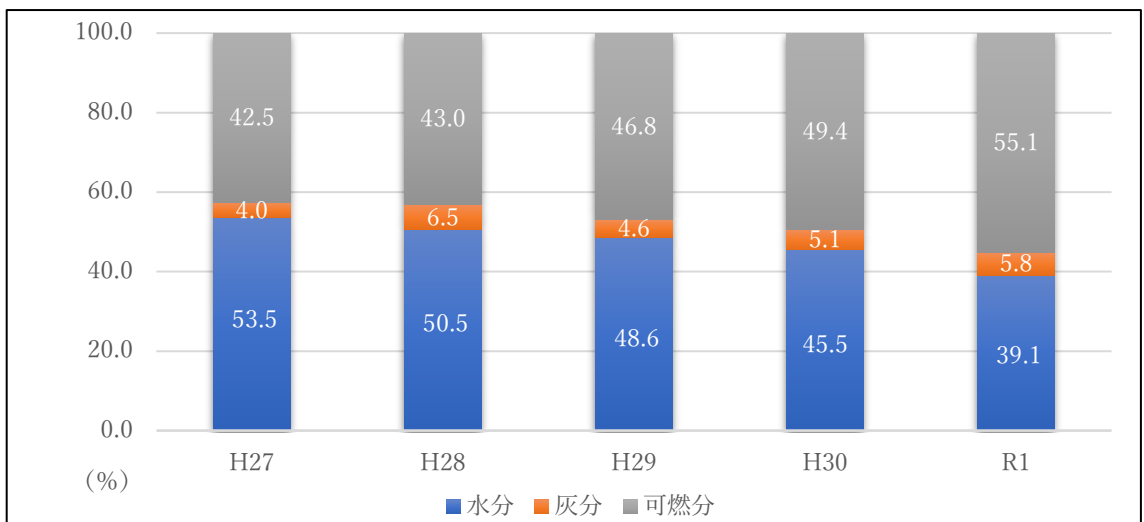
分析項目		測定年度	H 2 7 (平均値)	H 2 8 (平均値)	H 2 9 (平均値)	H 3 0 (平均値)	R 1 (平均値)	5 か年 平均値
ごみの種類組成	紙・布類		46.2	42.0	37.7	41.7	38.9	41.3
	木・竹・わら		9.6	15.7	22.8	19.5	21.7	17.9
	合成樹脂類		21.9	20.0	22.8	19.4	21.1	21.0
	厨芥類 (生ごみ類)		15.9	11.3	8.8	8.9	8.6	10.7
	不燃物類		0.9	2.1	1.8	1.5	2.3	1.7
	その他		5.5	8.9	6.1	9.0	7.4	7.4
ごみの三成分	水分		53.5	50.5	48.6	45.5	39.1	47.4
	灰分		4.0	6.5	4.6	5.1	5.8	5.2
	可燃分		42.5	43.0	46.8	49.4	55.1	47.4



ごみ組成の推移 (図3-9)



ごみ組成の5か年平均 (図3-10)



ごみの三成分の推移 (図3-11)

### 3-6 ごみの減量・再資源化の実績

#### 3.6.1 減量化の実績

ごみの減量化の施策として、家庭用生ごみ処理容器等の設置に対し補助金を交付し、普及を図ることによって、減量化を推進しています。

家庭用生ごみ処理容器等の設置状況は、表3-12に示すとおりです。

表3-12 家庭用生ごみ処理容器等の設置状況 (単位：戸、件数)

年 度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
世 帯 数		35,246	35,308	35,285	35,292	35,390
コンポスト 容器	設置世帯数	24	15	13	15	14
	累計 (H5～)	878	893	906	921	935
	設置数	29	22	20	26	21
	累計 (H5～)	1,133	1,155	1,175	1,201	1,222
電動式 生ごみ処理機	設置世帯数	12	9	5	9	5
	累計 (H9～)	797	806	811	820	825
	設置数	12	9	5	9	5
	累計 (H9～)	797	806	811	820	825
設置世帯数累計		1,675	1,699	1,717	1,741	1,760

※ 設置世帯数及び設置数については重複分を加味することなく、延べ数として記載

(資料：住民基本台帳、世帯数は各年度末(3/31時点))

#### 3.6.2 再資源化の実績

ごみの再資源化については、御石ヶ沢清掃工場に搬入されたごみから、カン、金属類を選別、抽出し再資源化してきました。その後、平成2年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、平成5年度から紙類、平成8年度から容器包装リサイクル法に基づくびん及びカンの分別収集、平成10年度からペットボトル、トレー及び紙パックについて、スーパー等の店頭における拠点回収、平成27年10月からペットボトルの分別収集、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づく使用済小型家電の公共施設等における拠点回収を開始し、再資源化しています。また、平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業を市内5か所のコミュニティセンターで実証事業として開始し、平成29年7月にはさらに回収施設を10か所に増やし本格実施とするとともに再資源化に努めています。

平成15年度からは、古紙の回収日を月1回から月2回に増やし、さらなる再資源化を推進しております。また、環境美化センターでは一般搬入されたごみのうち、紙類を選別、抽出し再資源化を行っています。

再資源化の状況は、表3-13に示すとおりです。

表 3-13 再資源化の状況（年度）

（単位：t）

区 分		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
収 集 ・ 搬 入	紙類	1,100	970	910	853	845
	紙類（美化センター）	11	10	12	14	25
	びん	956	937	917	886	824
	カン	157	143	145	140	134
	金属・鉄くず類	451	335	373	389	436
	ペットボトル	57	84	83	89	87
	トレー	12	11	10	12	9
	紙パック	17	13	12	15	14
	乾電池	10	11	11	10	12
	廃蛍光管（水銀使用廃製品）	—	3	6	4	7
合 計		2,771	2,517	2,479	2,412	2,393

※表 3-9 との相違点は、表 3-9 は収集量を示しており、上記表は処理量となっている。

### 3.6.3 資源ごみ集団回収の状況

平成 2 年度から実施している資源ごみ集団回収奨励事業については、令和元年度は 103 団体が資源回収を実施しました。回収の対象品目は、紙類、びん、カン、金属類、古布及びペットボトルで、対象品目回収量当たりの報償金額は、5.0 円/kg となっています。

集団回収の団体数及び回収量の状況は、表 3-14 及び表 3-15 に示すとおりです。

表 3-14 資源ごみ集団回収団体の状況（年度）

（単位：団体）

区 分	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
町内会	27	26	26	25	25
子供会	24	21	19	21	15
女性の会	4	8	7	4	4
老人会	4	7	8	5	5
学校 P T A	5	5	6	4	4
その他	46	43	45	52	50
団体 計	110	110	111	111	103

表 3-15 資源ごみ集団回収事業の状況（年度）

（単位：t）

区 分	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
紙類	684	612	539	460	425
びん	0	1	1	0	0
カン	22	21	19	16	16
金属・鉄くず類	19	19	16	15	13
その他	5	6	5	6	5
回収量合計（t）	730	659	580	497	459
報償金（円/kg）単価	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
報償金（千円）計	3,649	3,296	2,896	2,485	2,296

※その他は、古布、ペットボトル

### 3-7 ごみ処理の課題

#### 3.7.1 前計画の検証

前計画では、「ごみ排出量の削減」、「循環型社会形成の推進」、「市民・事業者との協働」を基本理念に掲げ、もえるごみの減量をはじめ、廃棄物の発生を抑制するとともに、再生可能な資源をできる限り利用するなど、市民、事業者及び行政の協働をキーワードに、環境に配慮したごみ処理体制の構築、循環型社会の実現を目指し、また、取組を把握するための参考指標として、「ごみ排出量の予測」を設定し、進捗を確認してきました。

しかしながら、ごみ総排出量はほぼ横ばい傾向の中、リサイクル可能な資源ごみ量が減少し、可燃不燃問わず粗大ごみ量が増加傾向にあります。

ごみの減量に向けては、リサイクルを推進していくとともに、後述するごみ処理の今後の課題に記載される分野について、より強化していくことが重要です。

#### 3.7.2 ごみの現状

昭和30年代後半の国内事情は、高度経済成長期における家電の急速な普及、さらにその後のスーパーマーケットやコンビニエンスストアの登場による販売方式・消費行動の変化などにより、使い捨て商品の増加など利便性の追求による国民のライフスタイルが大きく変革し、その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、生活を豊かにする反面、ごみの量は急激に増大し、不法投棄などの不適切な処理が増え、公衆衛生は悪化する一方となりました。

本市においても、昭和29年に「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を制定し、現在に至るまでにステーション方式による定時収集の実施や資源ごみの集団回収事業、不燃ごみの4種分別など、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。さらに、全国的に増加するごみ量に対する廃棄物問題を背景に公布された容器包装リサイクル法を受け、本市のごみ処理量も増加傾向にあったことから、びんの色別収集やカンのコンテナ収集、さらにはペットボトル、トレー、紙パックの店頭回収を開始するなど、各種ごみのリサイクルに取り組んできました。

### 3.7.3 ごみ処理の今後の課題

#### 1 排出抑制及び再資源化における課題

##### (1) ごみの水分量（家庭系・事業系ごみ）

環境美化センターで処理するごみの三成分（水分、灰分、可燃分）の推移で見ると、平成27年度のごみ全体に占める水分量が53.5%となり、総量の半数以上を水が占める結果となりました。令和元年度において、その水分量が全体の39.1%と減少したものの、5か年平均では47.4%と総量の半数近くであり依然として高いことから、水分量削減に向けた効果的な取組を行っていく必要があります。

##### (2) 食品ロスの削減

環境美化センターで処理する可燃ごみの組成（紙・布類、木・竹・わら、合成樹脂類、厨芥類（生ごみ類）、不燃物類、その他）の推移で見ると、平成27年度の厨芥類が全体の15.9%であったのに対し、令和元年度には8.6%と減少しております。

平成5年4月に「伊東市家庭用生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱（平成5年伊東市告示第62号）」を制定し、食品残さを発生させないライフスタイルを推進するとともに利用促進の啓発に努めておりますが、新規設置については減少傾向にあります。そのため、生ごみ処理容器等の設置については、市内販売店と連携した対策を行っていく必要があります。

また、食品残さの多くは事業系ごみとして排出されることも多いため、観光都市でもある本市としては、宿泊施設、飲食店及び小売業等と連携して食べ残しや売れ残り対策を図っていくことが重要となります。

##### (3) 資源化可能な紙類・古着等

環境美化センターで処理するごみの組成の推移で見ると、紙・布類の5か年平均が41.3%と総量の4割以上を占めていることから、もえるごみとして排出している多くの市民に対し分別排出の徹底に向けた啓発を行うとともに、特に古着や古布については、市民にとってリユース、リサイクルしやすい環境を整備していく必要があります。

##### (4) プラスチックごみ

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装における本市の取組としては、実証事業として平成29年からモデル地区において週1回の分別収集を行っており、さらには順次対象地区を拡大するなど、プラスチック製容器包装の資源化に取り組んでおりますが、環境美化センターで処理するごみの組成の推移で見ると、合成樹脂類（プラスチックごみ等）における比率が平成27年度と令和元年度を比較しても横ばいとなっているため、家庭から排出されるプラスチックごみに対し、排出抑制から資源化等様々な取組の検討をしていく必要があります。

また、容器包装リサイクル法による現行の制度下においては、収集運搬や選別、保管を担う行政の負担が大きくなることが想定されることから、国内外の動向も注視し、排出状況やコスト等の観点を踏まえた上で、今後の全市収集に向けて、効率的な収集運搬体制はもとより現在の中間処理施設の拡大や機器整備等の課題に

取り組み、早期実現を目指していく必要があります。

さらに、「持続可能な開発目標」(SDGs)に掲げ国際的な課題となっている地球温暖化や海洋汚染対策の観点から、海洋プラスチックごみの削減策として、静岡県においては、「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動※注1」を展開し、海洋プラスチックごみを減らす取組を実施していることから、本市においても静岡県の取組に積極的に参画し、市民に対して海洋プラスチックごみ減少に資するよう啓発活動を行っていくとともに、出前授業等による環境教育に注力していく必要があります。

※注1 「海洋プラスチックごみ防止6R県民運動」とは、静岡県が推進している海洋プラスチックごみを減らすための運動で、従来のReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3Rに、新たに3つのR、Refuse(リフューズ)、Return(リターン)、Recover(リカバー)を加えたもの。6Rの意味は次のとおり。

Reduce：マイバッグを常に持ち歩く、マイボトルを持つ など

Reuse：詰め替え容器を使う、クリーニングハンガーを店に戻す など

Recycle：市町のルールに従って分別する、資源回収に出す など

Refuse：レジ袋・使い捨てスプーン・過剰な包装等は断る など

Return：店頭回収を利用する、外出時のごみを持ち帰る など

Recover：清掃活動に参加する、落ちているごみを拾う など

#### (5) 資源ごみ

本市においては、資源化可能な紙類以外にも再資源化が可能な品目として「びん、カン、金属・鉄くず類、ペットボトル、トレー、紙パック、乾電池、蛍光管」を収集し、再資源化に取り組んでいます。人口の減少に伴って、再資源化量も年々減少しており、さらなるごみの減量に向けては、プラスチックごみ同様に中間処理施設の処理能力や新規更新等も勘案しながら分別品目の追加を検討していく必要があります。

また、資源ごみであるカンの一部には、ガスカートリッジ・スプレー缶など爆発性を有する危険なごみもあり、ごみの収集や分別時の職員のけが、車両の爆発等の危険性があることから、市民への適切な排出方法の啓発が必要となっています。

さらに、資源ごみの再資源化の促進事業として、平成2年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、集団回収を実施している団体に対して報償金の交付を行うことにより、リサイクルを図っています。しかしながら、こうした再資源化可能な資源化物の処理費用は海外諸国の動向等の影響も受ける中、価格の変動が非常に著しいことから、今後の回収事業を推進していくためには報奨金制度のあり方も含め、検討をしていく必要があります。

#### (6) 粗大ごみ・使用済電子機器類

粗大ごみについては、一般的な可燃ごみや資源ごみが減少傾向にある反面、可燃及び不燃の両方で総排出量が増加していることから排出抑制が必要となっています。まだ使えそうなものを粗大ごみとして出さず、誰かに譲り渡すことで資源の有効活用となりリユースの促進となります。

また、平成10年6月に公布され、平成13年4月から本格施行された「特定家



庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）や平成24年8月公布、翌年4月施行の小型家電リサイクル法により、法律によって分別リサイクルの取組の強化が定められ、ごみ処理費用がさらに増大していくことが懸念されています。

こうした粗大ごみや使用済電子機器類の中にはまだ十分使用可能なものもあるため、資源の循環利用の推進に資する取組を構築する必要があります。

## 2 ごみ処理体制

### (1) 収集運搬体制

現在の収集運搬体制としては、可燃ごみは週3回、紙類及びペットボトルは月2回、カン及びびんは年間約15回、金属類は年間約12回、われもの・乾電池類は年間約6回の収集を実施しております。現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、プラスチック製容器包装をはじめとする新たな品目の収集を念頭に置いて調査・研究を行っていく必要があります。

また、平成11年度から現業職員の退職者に対する補充がない中、業務の効率化を図りながらごみ収集業務を担ってきましたが、職員数の減少、また、行政改革を推進する観点からも平成27年10月から第5地区（対島地区）を、平成31年4月から第4地区（小室地区）の一般廃棄物収集運搬業務を一般廃棄物協同組合に委託しており、安定した収集運搬体制の構築に努めてきました。今後も市民にとって安定的な収集環境が提供できるよう人員の確保に取り組んでいく必要があります。

### (2) 容器包装廃棄物の収集運搬

ペットボトルやトレイ、牛乳パックなどの容器包装廃棄物については、市内スーパー等協力店の店頭や生涯学習センター等での拠点回収を実施しています。また、ペットボトルについては拠点回収を継続しつつ、平成27年10月からごみステーションでの収集を開始しました。

さらなる再資源化を推進するためにプラスチック製容器包装の収集を平成29年1月から玖須美区の一部地域で実施し、現在に至っております。今後の全市収集に向けては、処理施設及び機器の整備に加え、収集運搬体制についても検討していく必要があります。

### (3) ごみステーションの設置

ごみステーションは、1ステーション当たり約20世帯の利用を基本としています。ごみステーションの新設や移動等については、地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、地域住民が安全で衛生的な管理を行うよう求める必要があります。

### (4) 医療系廃棄物の収集・運搬

病院や診療所等の医療機関から排出される医療系廃棄物は、環境省が定めた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月改訂）」により、排出事業者の責任において処理することとなっており、その収集及び運搬についても、排出事業者が許可業者に委託することとなっております。医療系廃棄物の中には、感染性の有無や収集及び運搬時の安全性等、判断が難しい場合があるため、

排出事業者及び許可業者と共通の認識を持つとともに、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努める必要があります。

また、在宅医療により家庭から排出される在宅医療廃棄物は、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会作成の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に沿った中で、市町村が一般廃棄物として収集、運搬及び処理することとなりますが、注射針等の鋭利なものは感染性廃棄物として、排出者が医療機関等へ持ち込むこととなっております。在宅医療廃棄物の中には、鋭利、非鋭利の判断や、医療機関へ持ち込むことができない鋭利なものの取扱い等、判断が難しい場合があるため、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努めるとともに、排出方法について市民に対し周知する必要があります。

#### (5) 別荘分譲地の収集・運搬

本市で多く抱える別荘分譲地のごみ収集については、昭和48年以降「伊東市開発行為等の適正化に関する指導要綱（昭和48年伊東市告示第61号）」により、原則として事業者の自己処理としておりますが、定住する住民が多くなったことから、分譲地の住民の生活から排出されるごみ処理の適正化を図り、住民の利便と環境美化を推進することを目的として、平成7年に「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱（平成7年伊東市告示第39号）」を制定しました。

その後、さらなる定住率の増加などを背景に、市の直接収集や費用助成等の見直しに関する要望が出されたことから、これらの要望に対応するため、平成21年には補助基準の見直しを含めた同要綱の一部改正を行いました。

現在、同要綱に基づき運用を行っておりますが、今後の分譲地等の定住率の増減状況を注視し、適切に対応していく必要があります。

#### (6) 中間処理施設の整備

##### ア 可燃ごみ処理施設

昭和59年から焼却稼働を開始した環境美化センターは、ダイオキシン類の抑制を図る必要性から排ガス処理設備更新を目的とした基幹的施設整備を平成9年度から平成11年度までの3か年で行ったものの、施設の老朽化が著しく、補修費用も年々増加したことから、平成23年度から平成26年度までの4か年で更新改良整備を実施し、二基の焼却炉をはじめとする設備機器一式を更新しました。

現在、設備機器一式の更新から6年が経過し、施設の適切な維持管理に努めておりますが、計画的な修繕・改修を行っていくには多額のコストを必要とします。

そのため、施設や設備の長寿命化を図っていくために効果的な施策を講じていくとともに、環境負荷への配慮も併せて推進していく必要があります。

##### イ 直接搬入に関する対策

環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場への廃棄物の搬入は、市の収集運搬車両、一般廃棄物収集運搬許可事業者のほかに、市内の多くの事業所や一般家庭からの直接搬入を受け付けています。施設内での事故防止のため交通整理に努め、廃棄物ストックヤードを確保して有効に使用するなどして混雑の解消を図るほか、引き続き一般廃棄物収集運搬許可事業者と搬入時間の調整を行い、円滑

な動線を確保する必要があります。

特に環境美化センターにおいては、ごみ処理の有料化以降、直接搬入車両が増加しており、また、更新改良整備事業に伴ってリサイクル棟ストックヤードが増設されたことから、直接搬入車両がさらに増加傾向にあります。

そのため、施設内において搬入車両が安全に廃棄物を排出できるよう、引き続き対策を講じていく必要があります。

#### ウ 再資源化処理施設の整備等

更新改良整備事業に伴い、環境美化センターに新設されたリサイクル棟では、ペットボトル及びトレの再資源化処理を行っております。さらに、平成29年1月からは、玖須美区の一部地域においてプラスチック製容器包装の収集を開始し、再資源化に取り組んでおります。

今後は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や海洋プラスチックごみ削減のため、全市的にプラスチック製容器包装の再資源化に取り組むとともに、処理施設の拡大や機器類の整備等行っていく必要があります。

#### (7) 最終処分場における課題

平成9年に供用を開始した管理型の最終処分場である御石ヶ沢最終処分場では、浸出水の適切な管理などにより環境保全に配慮するとともに、従前埋立て処分されていた焼却灰やガラスびん、蛍光灯をはじめとする水銀使用製品などは、焼却灰溶融固化処理委託やガラスびんの再商品化処理委託、使用済蛍光管等水銀使用製品運搬処分業務委託等の実施により、搬入量の抑制が図られております。

このため、引き続き、浸出水の適切な管理を行うとともに、御石ヶ沢最終処分場への搬入を抑制し、最終処分場の再生をはじめとした延命措置について検討していく必要があります。

また、海岸漂着物や大型動物の死骸等の取扱いについて、御石ヶ沢最終処分場での埋立処分以外の方法についても検討する必要があります。